

大阪府公立小中学校主査会特別委員会研究報告

「学校における情報公開の在り方」

平成13年(2001年)3月1日

はじめに

近年、大阪府をはじめとする各市町村で、情報公開に関する条例の制定や改正が相次いでおり、それとともに、学校に対し様々な文書の公開請求が盛んに行われるようになってきています。また、学校の運営についての説明責任も求められてきています。こうした時代の変化の中で、公立学校における情報公開と個人情報の保護、及び情報の管理・共有・活用・発信等についての学校体制の確立が急務となっています。

本委員会では「学校における情報公開」をテーマに、私たち事務職員が、学校にある様々な「情報」とどのように向き合い、関わっていくかについて研究を進めることになりました。

学校が保有する「情報」とは何か、「情報」の取り扱いができることが事務職員として大切ではないか。また、学校が説明責任を果たしていくには、学校がどのように変わらなければならないかというような思いで研究を始めました。

研究チーム論議の経過

- 1月31日 第1回委員会
- 2月22日 第2回委員会
- 3月22日 第3回委員会
- 5月23日 第4回委員会
- 6月30日 第5回委員会
- 7月17日 第6回委員会
- 8月29日 中間報告
- 9月21日 第7回委員会
- 10月26日 第8回委員会
- 11月24日 第9回委員会
- 12月15日 第10回委員会
- 1月24日 第11回委員会
- 2月15日 第12回委員会
- 2月21日 第13回委員会

1 情報公開とは

情報公開に対する住民の関心はますます高くなってきており、情報公開請求は今後も増えていくと思われます。

情報に関する条例には、「情報公開条例」と「個人情報保護条例」の2つがあり、一般に情報2条例と言われています。情報2条例では、保護される権利の中身が違っており、「情報公開条例」は行政の持っている情報を住民が公開を請求する権利＝住民の知る権利に根ざして規定されており、「個人情報保護条例」は、プライバシーを保護するため個人情報の適正な取り扱いの確保について規定されています。

情報公開条例で、情報公開することによって、住民の行政への参加を一層推進し、行政に対する理解を深め、お互いの信頼関係を増進することを目的としており、公開請求があれば行政は公開する義務を負います。

学校における情報公開を考えると、情報公開条例に基づく学校情報の公開や、個人情報保護条例に基づく個人情報の保護・開示に対応できるシステムの確立も大事ですが、保護者や地域の人々との信頼関係を今まで以上に築いていくために、学校で保有する情報を適切に保護者や地域の人々に提供していくことも大切です。そのことが、開かれた学校づくりにもつながっていきます。

2 情報公開制度

大阪府の情報公開条例について

大阪府では昭和59年「大阪府公文書公開等条例」が制定されました。その後この制度を利用する人は年々増え、情報公開に対する関心は非常な勢いで高まりを見せています。

公開請求があっても、すべてがすぐに公開されるわけではなく、非公開や部分公開の決定がなされることもあります。決定に対して異議ある場合は、行政不服審査法に基づいて不服申し立てをすることができます。不服申立に対する裁決や決定は、審査会への諮問抜きにはできません。この審査会での調査や意見陳述、審議のなかから、情報公開は制度としての充実と改善をたえず求められているといえます。

府では、情報公開推進会議を設置、検討部会や懇談会を開催するなどして多くの意見や要望を聞きながら、制度の円滑な運用と改善を進めてきました。平成11年5月に国の法律「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が公布されたこともあり、平成12年6月1日、旧条例を全部改正し、「大阪府情報公開条例」として新たな情報公開時代を迎えました。

市町村の公開制度について

市町村では住民に密接した事務を取り扱っているため、電算化に伴う個人情報の秘密保持の取り扱いについて規定を設けたり、公文書公開の求めに一定のルールで

応じるための公開法を制定するなど、多くの地方自治体で国や府に先んじて条例整備を進めてきました。平成 12 年 4 月 1 日現在府下 44 団体のうち 35 団体が条例が制定されています。国の公開法は地方自治体にまで法の効力を強いてはませんが、第 41 条で『この法律の趣旨にのっとり、必要な施策を策定し実施するよう』求めています。そのため法律の施行後、情報公開条例を制定する団体が急速に増えています。と同時に以前からの条例を持っているところでは、当該の条例が市民意識からかけ離れたものとなってしまったために条例の全面改正も相次いでいます。

3 公開条例の運用の状況

情報公開法や情報公開条例では、「運用の状況について概要を公表する」ことを明示しています。どういった請求がなされたか、決定はどうであったか、異議申し立てがあればそれがどのような経過を経て裁決されたか公表されています。

府では府政情報センター（府庁内）や府民情報プラザ（府内 12 カ所の府税事務所に設置）などで、「大阪府の情報公開」として毎年公表されています。各市町村では、それぞれの情報閲覧コーナーなどで常時閲覧できるようになっています。

わたしたちは、各地での運用の実態から、教育委員会や学校に対してなされた公開請求を中心に調べてみました。

「なにを」公開請求されたかについては、入札情報、会議録（例：いつからいつまでの間の 学校の職員会議録）、処分経過（例：職員の不祥事に対してなされた処分）、報告書（例：旅費調整報告、教育費調査書、学校が教委にあげた生徒指導に関する報告書）、資料（例：人事に関して教委と校長とのやりとり）、公文書（例：ある職員の手当認定の添付書類、特殊勤務手当実績簿）など実に様々です。

「だれが」公開を求められたかについては、それぞれの実施機関の主務課であり、学校関係では、教育委員会での担当部課となっています。しかし、府立高校では学校対応になりつつあります。児童生徒に関する情報であり、実態を知りたいということが公開請求の動機であれば、義務制諸学校においても学校対応という方向性は否定できないでしょう。

4 学校に求められるもの

社会構造がめまぐるしく変化し、高度情報化が進む今日、地域社会の要として学校が求められる責務はますます大きくなると思われます。保護者や地域に積極的に情報発信し、人権尊重を基盤にした信頼される学校運営が大切になります。

先に紹介した「大阪府の情報公開」によると、行政不服審査法に基づいた異議申し立ての中に『教育的配慮という美名のもと、学校教育という枠組みの中で学校は常にブラックボックス化している』という意見もありました。保護者の視点で見れば、学校は敷居が高いと表現されるように、教育活動の中身や子どもたちの様子がよく見えなと言われていています。これは、学習指導内容や生徒指導に関すること、学校納入金

などについて、参観日や学校からの連絡等ある程度の説明はあるものの、学校が保護者の信頼を必ずしも得ていないということでしょう。保護者や地域の人々に、学校でどんなことが展開されているのか、もっとわかりやすくする工夫と姿勢が求められています。学校が保護者や地域の人々の意見に耳を傾け、反映する姿勢も求められています。そのためには、結果のみを発信してこと足れりではなく、プロセスをも公開していくことが大切になってきます。

また、学校に集まる多くの情報をどのように利用し管理するか、情報リテラシーを身につけ、社会との温度差をなくすための意識改革も重要です。社会情勢、社会環境、地域・保護者のニーズや関心を的確に察知できる能力、社会に通用する確かな判断力の資質向上が求められていると考えます。

5 事務職員としてどのように関わるか

学校にある様々な情報の管理については、各種会議の会議録はもとより、職員の意思形成過程における情報についても組織的な管理が必要となります。同時に、すべての教職員が共有することと、必要なときに必要な情報がすぐに取り出せることも非常に重要になります。このことを実現するためには、情報を集中管理するとともに、その情報を分類・整理しなければなりません。事務職員は、文書や情報の分類・整理・発信のプロとして中心的な存在であるべきだと考えます。

さらに、現代の高度情報化時代における危機意識についての助言も、事務職員の重要な役割のひとつです。ともすれば、日常の指導業務に追われがちな教員の意識を、保護者や地域の人々の視点から見つめ直すような助言も時には必要です。

今後学校が、保護者や地域の人々の声に耳を傾ける柔軟な体制を確立し、説明責任を果たしていく上においても事務職員が重要な役割を担う必要があります。

これらの役割を担うためにも、事務職員は情報に対する感性をときすまし、常に情報に敏感であり続けなければなりません。

6 これからの課題

地方分権・規制緩和の流れの中で、1998年9月の中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」は、学校と教育委員会との関係を見直して学校の自主性・自律性を確立し、「特色ある学校作り」を進めるよう提言しています。『必要以上に強すぎる』教育委員会の学校に対する関与を改め、学校が独自に考え、行動しなければならない時代に入ったといえます。その考えに沿って改革が進められており、教育に期待する保護者・地域の目は、ますます学校に対して注がれる度合いを増すと考えられます。

こうした中で、地域に開かれた学校づくりを進めるためには、その教育目標や指導計画、またこれらの実施状況等あらゆる学校情報を日常的に発信し、保護者や地域の人々に分かりやすく説明して理解を得るとともに、保護者・地域の人々の意見、要望

等をきめ細かくかつ効率的に集約することに努めなければなりません。

保護者のニーズを的確につかみ、責任ある説明ができる教育を進めるためには、ややもすれば曖昧になりがちな学校における意思決定の過程とその責任の所在を明確にするためのシステム作りを急ぐ必要があります。つまり、今までの学校における考えや慣例にとらわれない、新しい時代に対応した学校運営のための組織と情報管理の体制を構築する必要があると考えます。

次に、そうした情報の日常的な発信と効率的な収集のための技術を、学校として高めていく必要があります。学校情報をすべての保護者や地域の人々に伝え、保護者や地域の人々ができるだけ簡単にそれぞれの意見を学校に伝えることができるよう研究し、向上を図らなければなりません。

また、発信する情報の内容について、質的・量的に改善していくことが求められます。情報伝達の技術を向上させることにより、よりきめ細かく分かりやすく、より広範な情報を保護者や地域の人々に伝えることができます。同時に、保護者や地域の人々の意見や要望を含めた様々な情報を学校運営に素早く生かすことができるような体制作りも必要です。

新しい学校運営組織の中で、この分野において中心的な役割を果たすべきは事務室です。事務室を学校における情報管理の中核に位置付け、事務職員が職務として情報管理業務に携わることが、これからの学校運営組織を築く上で大切なことであると思えます。

また、近年、事務職員の職務は複雑化・多様化の度合いを増しており、今後も、学校が自主性・自律性を高める中で、ますます高度化すると予想されます。国・府のひっ迫した財政状況の中で、定数増は容易なことではありません。学校事務の共同実施やコンピュータの利用をさらに進め、積極的な効率化を図るとともに、事務職員個々の情報管理能力向上のための研修を進めていかなければなりません。

おわりに

1年間にわたり、「学校における情報公開」というテーマで、少人数ながら活発な論議を重ねてきました。制度の概要や、現状を調べていく中で、職場では教育委員会というフィルターを通した公開請求を受ける立場でしか考えていなかった情報公開制度を、保護者・地域住民からの視点で見ることの大切さを感じ取ることができました。

今後、公開請求については学校が対応を迫られることは必至です。その時に慌てないように今から十分な準備することが必要です。主査会のみならず、様々な場所で、闊達な論議をし、開かれた学校への第一歩としての情報の管理・発信を、事務職員が積極的な姿勢で担っていくことができればと願っています。

特別委員会「学校における情報公開」

- 座長 有岡雅裕（吹田市立津雲台小学校）
松田美也子（摂津市立第一中学校）
大西孝治（門真市立浜町小学校）
平尾眞知子（松原市立松原第三中学校）
越道えつ子（八尾市立桂中学校）
平井隆美（大東市立四条南小学校）
丹羽真一（八尾市立高美小学校・担当役員）
阪口三恵子（貝塚市立中央小学校・担当役員）
- 助言者 近藤和枝（貝塚市立第一中学校主幹）
奥西昌子（八尾市立志紀小学校主幹）